

熊本県公報

第13131号
令和4年(2022年)
5月27日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○都市計画事業の認可	(都市計画課) 1
○保安林の指定	(森林保全課) 1
○保安林の指定	(") 2
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
公 告	
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 2
○農用地利用配分計画の認可	(農地・担い手支援課) 2
○熊本県電子入札共同利用システムデータセンター運用業務委託契約に係る相手方の決定	
○土地改良区の定款変更の認可	(監理課) 3
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課) 4
○土地改良区の定款変更の認可	(") 4
○土地改良区の定款変更の認可	(") 4
○住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワーク監視及び保守に関する業務委託契約の相手方の決定	
○土地改良区の定款変更の認可	(市町村課) 4
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課) 4
登 載 依 頼	
○遠隔地業務仮想基盤システム用サーバ及び関連機器(令和4年度(2022年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札参加資格等	
○遠隔地業務仮想基盤システム用サーバ及び関連機器(令和4年度(2022年度)導入分)の賃貸借に係る一般競争入札の実施	(警察本部警務部情報管理課) 5
○たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限	(") 5
○第26回参議院熊本県選出議員選挙における立候補予定者等説明会の開催	(天草不知火海区漁業調整委員会) 9
	(選挙管理委員会) 9

告 示

熊本県告示第406号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
令和4年(2022年)5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画道路事業3・4・11号西片西宮線
- 3 事業施行期間 令和4年(2022年)5月27日から令和11年(2029年)3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本県八代市西宮町字源六、同町字小寺、同町字高丸及び同町字階下地内
使用の部分 なし

熊本県告示第407号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。
令和4年(2022年)5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市深海町字大藪3243番1、3283番3、字曲松3329番1、3329番3、3330番
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1)立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大藪3243番1・字曲松3329番1・3329番3・3330番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第408号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年（2022年）5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市天草町高浜南字鍋倉6246番1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1)立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和4年（2022年）5月27日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年（2022年）5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	阿蘇郡南阿蘇村大字久石字三ノ烏竹 1047番1地先から 同所 1039番2地先まで	90.2	広域連携 交付金

- 2 供用を開始する期日 令和4年（2022年）5月27日

公 告

熊本県公告第350号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和4年（2022年）5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字小屋敷2806番1
499.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字古閑329番地1ティファニー益城102号
福本 秀治

熊本県公告第351号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和4年（2022年）5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市植柳下町字中割2675番1ほか14筆
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市葭牟田町字新牟田535番
田島 幹雄	八代市古城町	八代市古城町字下新開2774番ほか2筆
田島 幹雄	八代市古城町	八代市古城町字下新開2782番21ほか1筆
山本 英義	八代市郡築七番町	八代市郡築七番町28番1ほか1筆
農事組合法人西下アルファーム	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字参参番割1554番1
緒方 昇	八代市千丁町古閑出	八代市千丁町古閑出字東浜84番2ほか1筆
宮崎 義久	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字六番割1032番3
松永 正美	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字五番割885番8ほか1筆
西浦 亨	八代市鏡町野崎	八代市鏡町野崎字六番割1030番1
株式会社磯田農園	上天草市大矢野町上	天草市有明町楠甫字岩崎633番14
株式会社磯田農園	上天草市大矢野町上	天草市有明町楠甫字中道下4858番12ほか17筆
株式会社磯田農園	上天草市大矢野町上	上天草市松島町今泉字平洲4167番5ほか17筆
株式会社磯田農園	上天草市大矢野町上	上天草市松島町内野河内字平洲22番1
株式会社磯田農園	上天草市大矢野町上	上天草市松島町内野河内字平洲29番4ほか2筆

2 認可年月日

令和4年（2022年）5月17日

熊本県公告第352号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特定政令」という。）第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公示する。

令和4年（2022年）5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
熊本県電子入札共同利用システム稼働維持業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県土木部監理課
郵便番号862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和4年（2022年）3月25日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地
株式会社日立製作所 九州支社九州中央支店
熊本県熊本市西区春日一丁目12番3号
- 5 落札金額
42,372,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,852,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

- 7 随意契約の理由
特定政令第11条第1項第1号による。

熊本県公告第353号

阿蘇市に事務所を置く阿蘇土地改良区理事長本田二男から令和4年(2022年)4月1日付けで申請のあった定款の変更については、令和4年(2022年)5月18日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)5月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第354号

天草郡苓北町に事務所を置く苓北町土地改良区理事長倉田明から令和4年(2022年)3月23日付けで申請のあった定款の変更については、令和4年(2022年)5月13日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)5月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第355号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営第二宇土八水地区土地改良事業(農業用排水施設)の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

令和4年(2022年)5月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営第二宇土八水地区土地改良事業(農業用排水施設)計画書の写し
- 縦覧期間
令和4年(2022年)5月30日から令和4年(2022年)6月24日まで
- 縦覧場所
熊本市役所
宇土市役所

熊本県公告第356号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和4年(2022年)5月27日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワーク監視及び保守に関する業務委託契約 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村・税務局市町村課
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和4年(2022年)3月22日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
地方公共団体情報システム機構
東京都千代田区一番町25番地
- 随意契約に係る契約金額
70,771,272円(うち消費税及び地方消費税の額6,433,752円)
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約の理由
特例政令第11条第1項第1号の規定による。

熊本県公告第357号

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く久木野村土地改良区理事長光永政敏から令和4年(20

22年)4月12日付けで申請のあった定款の変更については、令和4年(2022年)5月19日付けで認可したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第3項の規定により公告する。

令和4年(2022年)5月27日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県警察本部告示第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和4年(2022年)年5月27日

熊本県警察本部長 山口 寛峰

- 1 競争入札に付する事項
遠隔地業務仮想基盤システム用サーバ及び関連機器(令和4年度(2022年度)導入分)の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和4年(2022年)6月6日(月)午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札期間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和7年(2025年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和6年(2024年)10月1日から令和6年(2024年)11月30日(熊本県の休日をも定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第38号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和4年(2022年)5月27日

熊本県警察本部長 山口 寛峰

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
遠隔地業務仮想基盤システム用サーバ及び関連機器(令和4年度(2022年度)導入分)の賃貸借
 - (2) 借入物品及び数量
遠隔地業務仮想基盤システム用サーバ及び関連機器 一式
 - (3) 業務に係る発注・契約担当部局
熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係(熊本県庁警察棟4階)
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務に係る入札担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

- (5) 借入物品の規格、品質等遠隔地業務仮想基盤システム用サーバ及び関連機器（令和4年度（2022年度）導入分の賃貸借に係る要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (6) 契約期間 契約締結の日から令和10年（2028年）12月31日（日）まで
 - (7) 借入期間 令和5年（2023年）1月1日（日）から令和10年（2028年）12月31日（日）まで
 - (8) 納入期限 令和4年（2022年）12月28日（水）まで
 - (9) 納入場所 仕様書のとおりとする。
 - (10) 入札方式（紙入札併用案件） この入札は、電子入札システムを使用し行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県側の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。認められる者アイ登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (11) 入札金額 入札金額は、賃借料（保守料込み）1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、72月賃借料率で計算すること。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10を相対する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、地方消費税に係る捨税の事由があるか否かにより、消費税をのぞく）を問わず、見積希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
 - (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を適用する。
 - (13) 最低制限価格の設定 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
- (1) 次の(1)から(6)までを満す者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要なときは、入札参加資格申請内容変更届を次のアからエまでの間に提出し、審査を受けるが、3(3)の提出期間の末日までに登録内容の変更がない場合は、競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間 公告の日から令和4年（2022年）6月6日（月）午後5時まで
 - イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階） 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。
 - エ イの提出先へ本公告の写しを添付の上、持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間内に必着とする。
 - (2) 仕様書の内容を満していること。これを保証するため、機能等証明書及び納入機器等一覧を令和4年（2022年）6月10日（金）午後5時までに熊本県警察本部警務部情報管理課に提出し、機能等証明書技術審査結果通知書により承認を受けた者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
 - (6) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

アイ 役員等に暴力団員等があるとき、又は暴力団密接関係者であるとき。
 ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 エ 役員等が、暴力的に暴力団の維持又は運営に協力し又は関与しているとき。
 オ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどして役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条に規定するものをいう。
 ※ 役員等とは、個人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所その他の者をいう。
 ※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が参加する会合等に出席すること、会合等に暴力団員等を招待すること、又は、暴力団員等との会食、遊技等の交遊が継続的に行われている場合をいう。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(2)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

- アイ 競争入札参加資格確認申請書
- イ ウ 機能等証明書技術審査結果通知書
- ウ 役員等一覧

(2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超え等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
 公告の日から令和4年（2022年）6月21日（火）午後5時まで

(4) 提出先
 1(4)の入札担当部局

(5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札手続等

(1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年（2022年）6月21日（火）午後5時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・契約担当部局において公告の日から令和4年（2022年）7月7日（木）まで行う。

(3) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和4年（2022年）7月6日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札の方法
 (7) 日時 令和4年（2022年）7月7日（木）午前10時

(イ) 場所 1(4)の入札担当部局

(ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状）を(7)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和4年（2022年）7月6日（水）（必着）までに1(4)の入札担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。

- (4) 開札の方法及び日時
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(7)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合等）の者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に關係のない熊本県の職員の下に(3)イ(4)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数、再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までには再入札を行うこと。及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4(3)アの電子入札システムによる入札期間内とする。
1(4)の入札担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができ。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額の単位の誤り
- (9) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日をもつて有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日をもつて有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(3)の発注・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県警察本部警務部情報管理課システム運用係

電話番号 096-381-0110（内線2443）

ファックス番号 096-381-2048

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of the services to be leased:

A set of servers for Kumamoto Prefectural Police

(2) Date and Place for tender:

Date: July 7 2022, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government Accounts Department,
Management and Purchasing Division

(2nd floor of Prefectural Government Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidding Contract

Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division

6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan

Phone: 096-381-0110(2443)

(4) Other

Language: Japanese

Currency: Japanese Yen

水草不知火海区漁業調整委員会指示第191号

ガザミ資源保護のため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和4年（2022年）5月27日

水草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

1 指示の内容

不知火海の熊本県海域においては6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によりガザミを採捕してはならない。

2 指示の有効期間

令和4年（2022年）5月27日から令和5年（2023年）3月31日までとする。

熊本県選挙管理委員会公告第2号

第26回参議院熊本県選出議員選挙における立候補手続等について、次のとおり説明会を行います。

令和4年（2022年）5月27日

熊本県選挙管理委員会委員長 松 永 榮 治

1 日 時 令和4年（2022年）6月3日（金）午後1時から

2 場 所 熊本県庁行政棟本館8階 801会議室

3 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村・税務局市町村課選挙班）

（電話 096-333-2104）